

会

議

午前10時 0分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいま10番、小林弘次君より、市道赤間白浜線における緊急落石防止についての緊急質問の申し出がありました。

報告

議長（森 温繁君） 次に、報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（土屋範夫君） 朗読いたします。

下総庶第125号 平成17年9月30日 下田市議会議長 森 温繁様。

静岡県下田市長 石井直樹。

平成17年9月下田市議会定例会提出議案の原案訂正について。

このことについて、下記のとおり訂正したく申し入れます。

記

1、件名

議第78号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）。

2、訂正理由 平成17年度下田市水道事業予定貸借対照表に誤りがあったため訂正する。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時 1分休憩

午前10時15分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程の追加

議長（森 温繁君） お諮りいたします。

先ほど市長から提出されました議第78号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算（第1

号)について、原案訂正の申し出がありました。この際、議第 78号の原案訂正についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第 78号の原案訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第 78号の上程・説明・質疑・採決

議長(森 温繁君) 当局の説明を求めます。

番外。

市長(石井直樹君) 今回の議第 78号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算(第 1号)につきまして、一部原案訂正をさせていただきました。大変申しわけございませんが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長(森 温繁君) 番外。

水道課長(磯崎正敏君) 21日の本会議で、伊藤議員より貸借対照表の負債の部、流動負債(2)の未払金で、マイナス 756万 3,000円はおかしいのではないかと、こう指摘されまして、精査しました結果、貸借対照表の訂正をお願いしたところでございます。このことについて、会計処理に手違いがあったことをおわびいたします。

議第 78号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算(第 1号)の訂正箇所の説明をさせていただきます。

正誤表をお願いいたします。

左側が訂正前、右側が訂正後でございます。

16ページをお願いいたします。

資産の部で、2. 流動資産、(5) その他流動資産ゼロ円が 756万 3,000円に、流動資産合計 1億 5,796万 4,000円が 1億 6,552万 7,000円に、資産合計 60億 7,206万 4,000円が 60億 7,962万 7,000円になるものでございます。

17ページをお願いします。

負債の部で、3. 流動負債、(2) マイナス 756万 3,000円がゼロ円に、流動負債合計 288万 3,000円が 1,044万 6,000円に、負債合計が同じく 1,044万 6,000円になります。

これにより、18ページの負債資本合計は、60億 7,206万 4,000円が 60億 7,962万 7,000円にな

ります。

以上、簡単ではありますが、訂正箇所の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（森 温繁君） ただいまの説明に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの原案訂正については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、原案訂正については、これを承認することに決定いたしました。

ここで委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

午前10時19分休憩

午前10時30分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました認第1号 平成16年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 平成16年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 平成16年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 平成16年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 平成16年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 平成16年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 平成16年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第8号 平成16年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第9号 平成16年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第10号 平成16年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、議第57号 市道の認定について、議第58号 下田市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について、議第59号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議第60号 下田市菅蓮台寺パーク設置

及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 61号 下田市営温水シャワー施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 62号 下田市足湯施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第 63号 下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 64号 下田市農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第 65号 下田市寝姿山自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第 66号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第 67号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議第 68号 下田市高齢者生きがいプラザ条例の全部を改正する条例の制定について、議第 69号 下田市農林水産物処理加工施設条例の全部を改正する条例の制定について、議第 70号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第 71号 平成 17年度下田市一般会計補正予算（第 6 号）、議第 72号 平成 17年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 1 号）、議第 73号 平成 17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 74号 平成 17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議第 75号 平成 17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、議第 76号 平成 17年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 77号 平成 17年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 78号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上 32件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、厚生文教常任委員長、伊藤英雄君の報告を求めます。

3 番。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 議長指名により、ただいまより厚生文教常任委員会審査報告を行います。

厚生文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1 . 議案の名称。

1) 認第 1 号 平成 16年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について（本委員会付託事

項)。

- 2) 認第6号 平成16年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。
- 3) 認第7号 平成16年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
- 4) 議第58号 下田市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について。
- 5) 議第68号 下田市高齢者生きがいプラザ条例の全部を改正する条例の制定について。
- 6) 議第71号 平成17年度下田市一般会計補正予算(第6号)(本委員会付託事項)。
- 7) 議第75号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)。

2. 審査の経過。

9月22日、26日、27日、28日の4日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より高橋教育長、糸賀健康福祉課長、鈴木環境対策課長、森学校教育課長、土屋生涯学習課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 認第1号 平成16年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について(本委員会付託事項)。

「決定」、原案認定。

「理由」、おおむね適正であると判断した。

2) 認第6号 平成16年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

「決定」、原案認定。

「理由」、おおむね適正であると判断した。

3) 認第7号 平成16年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

「決定」、原案認定。

「理由」、おおむね適正であると判断した。

4) 議第58号 下田市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

5) 議第68号 下田市高齢者生きがいプラザ条例の全部を改正する条例の制定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

6) 議第 71号 平成 17年度下田市一般会計補正予算(第 6号)(本委員会付託事項)。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

7) 議第 75号 平成 17年度下田市介護保険特別会計補正予算(第 2号)。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

議長(森 温繁君) ただいまの厚生文教常任委員長の報告に対して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(森 温繁君) これをもって、厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長、鈴木 敬君の報告を求めます。

5 番。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長(鈴木 敬君) 建設経済常任委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告
します。

記。

1. 議案の名称。

1) 認第 1号 平成 16年度下田市一般会計歳入歳出決算認定 について(本委員会付託事
項)。

2) 認第 3号 平成 16年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て。

3) 認第 8号 平成 16年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

4) 認第 9号 平成 16年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

5) 認第 10号 平成 16年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

6) 議第 57号 市道の認定について。

7) 議第 59号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について。

8) 議第 60号 下田市営蓮台寺パーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について。

9) 議第 61号 下田市営温水シャワー施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について。

- 10) 議第 62号 下田市足湯施設条例の一部を改正する条例の制定について。
- 11) 議第 63号 下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 12) 議第 64号 下田市農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例の制定について。
- 13) 議第 65号 下田市寝姿山自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。
- 14) 議第 66号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。
- 15) 議第 67号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。
- 16) 議第 69号 下田市農林水産物処理加工施設条例の全部を改正する条例の制定について。
- 17) 議第 71号 平成 17年度下田市一般会計補正予算（第 6 号）（本委員会付託事項）。
- 18) 議第 73号 平成 17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 1 号）。
- 19) 議第 76号 平成 17年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）。
- 20) 議第 77号 平成 17年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。
- 21) 議第 78号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算（第 1 号）。

2．審査の経過。

9月22日、26日、27日、28日、30日の5日間、第3委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より金崎農林水産課長、藤井観光商工課長、宮本建設課長、長友下水道課長、磯崎水道課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

1) 認第 1 号 平成 16年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について（本委員会付託事項）。

「決定」、原案認定。

「理由」、おおむね適正であると判断した。

2) 認第 3 号 平成 16年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

「決定」、原案認定。

「理由」、おおむね適正であると判断した。

3) 認第 8 号 平成 16年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

「決定」、原案認定。

「理由」、おおむね適正であると判断した。

4) 認第9号 平成16年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

「決定」、原案認定。

「理由」、おおむね適正であると判断した。

5) 認第10号 平成16年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

「決定」、原案認定。

「理由」、おおむね適正であると判断した。

6) 議第57号 市道の認定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

7) 議第59号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

8) 議第60号 下田市営蓮台寺パーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

9) 議第61号 下田市営温水シャワー施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

10) 議第62号 下田市足湯施設条例の一部を改正する条例の制定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

11) 議第63号 下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

12) 議第64号 下田市農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例の制定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

13) 議第 65号 下田市寝姿山自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

14) 議第 66号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

15) 議第 67号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

16) 議第 69号 下田市農林水産物処理加工施設条例の全部を改正する条例の制定について。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

17) 議第 71号 平成 17年度下田市一般会計補正予算（第 6 号）（本委員会付託事項）。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

18) 議第 73号 平成 17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 1 号）。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

19) 議第 76号 平成 17年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

20) 議第 77号 平成 17年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

21) 議第 78号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算（第 1 号）。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

議長（森 温繁君） ただいまの建設経済常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 下田市菅蓮台寺パーク設置及び管理に関する条例 の第8条、改正前において、第1項で保護者の付き添いのない年齢6歳未満の幼児については許可をしないということで、6歳未満の幼児が来る場合には、保護者の付き添いを必要としていたわけであり、これは当然、6歳未満の幼児に保護者がつくのは必要であると思いますが、今回条例の改正に伴ってここを削除したのはいかなる理由によるものなのか、審議の経過を教えてください。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） お答えします。

本委員会でもその質疑が出ました。当局の答えとしては、他の第8条1号以下、2号、3号、4号なども、伝染病疾患とか現在においては不適であると思われるような表現の仕方もあり、そこらのところを一括して公の秩序を乱し、または風俗を害するおそれがあると認めるとき、2、パークの施設を損傷するおそれがあると認めるとき、3、2号に掲げる者のほか、その使用が不相当と認めるときという表現の中に、それらの第8条における1号から6号の内容をおおむね入れました。

しかしながら、個別のそういう疑問もあるわけですし、それに関しては施行規則の中で、その保護者の内容ですか、それと6歳以下が適当か不適当か、その辺の表現の仕方も踏まえて、施行規則の中で当局の方が明記するという返答をいただきました。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 本会議でも申し上げたんですが、明記事項として、改正後も公の秩序を乱し、または風俗を害するおそれがあると認めるときは明記しております。また、パークの施設を損傷するおそれがあると認めるときも明記しております。現実にその必要があるものについては引き続いて明記すべきであり、特に6歳未満の幼児などは、パークに行ったことがある人ならご承知ですが、毎日のように現実に幼児が来ているわけですよ。毎日来ている幼児について、付き添いの必要があるではないですか。条例ではなぜまずいのか、条例にそこで明記されているんだから、条例のままでいいではないですか。それをわざわざ施行規則へ格下げする必要は何なんですか。

私はこの条例に改正について、申しわけないんですが、一部若干真剣に、真摯に考えてこの条例改正をやったのかと、安易にやっているのではないかと、こういう印象を受けるので

すね。特に、このように6歳未満の幼児は付き添いが必要だという条例があった。それを削除して、いやいや規則で決めますよ、何なんですか。条例であって何がまずいんですか。まずい理由を教えてください。

それから、施行規則については、この改正に伴って当然施行規則が、案が少なくともできていると思うので、施行規則第何条を変えたのか、その明快と、それから議長にお願いしますが、あわせて改正案の施行規則の議席配付を求めます。

議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時 2分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

委員長の答弁を求めます。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） お答えします。

この問題については委員会でも十分審議いたしました。いろいろな考えも出てきました。その中で、保護者の内容、どういう人たちを保護者にするのか、親だけなのか、それとも学校の先生、保母さん等々も保護者にするのかという、あるいは一緒に連れてきた近所のおばさんでもいいのかとか、そういうようなこともありますし、6歳という線引きがいいのか悪いのかとか等々のことも議論しました。

その中で、そういう議論と同時に、第8条全体の表現の仕方が条例 にとってふさわしいのかどうかというふうな観点からも、そういう意見もありまして、第8条においては改正の1、2、3号でおおむね大枠ははめられていると。その内容については、個々の細かい規定については、施行規則の方で明記すればよいのだろうというふうなのが、委員会の全員の意見であります。

そういうふうなことで、委員会としてはこの表現で問題はないのだろうというふうに決しました。

以上です。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 委員会がそういう判断を下しているとなれば、個人的には委員会は間違えたな、こういう思いではありますが、6歳未満の幼児について保護者がついてくるとい

うのは、当たり前の常識であります。しかし、その常識もまた、条例においては明記する必要があるわけでもあります。したがって、改正後も残りました、公の秩序を乱し、または風俗を害するおそれがあると認めるときは入れませんよと、これまた常識であります。こうした常識は、今までの条例では明記されておりました。

しかし、6歳未満の幼児の付き添いについては、おおむね明記しなくてもいいではないか、それはどちらでもいいような話だから、規則の方で定めておけばいいではないかと、こうなぜ軽くしてしまうのか。困るんだよと、付き添いがなしで来られては困るんだよと、条例制定においてはそういう真剣な思いが、蓮台寺パークを運営するときにはどういう運営をしたらいいんだと、そういう真摯な思いが6歳未満の幼児に付き添いが必要だと、こういう条例を生んだわけです。今改正時に当たって、どうも蓮台寺パークを軽く考えているのではないかと、こんなものはなくなるのではないかと、そういう思いが、安易に6歳未満の幼児は保護者来なさいよと、こういう常識までも消してしまうような事態を生んだんではないかなと。非常に問題のある結論を受けたことを残念に思います。

それから、議長、施行規則の方は、あわせて改正のあれは出ているんでしょうか。

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 施行規則についてお答えいたします。

施行規則は、この条例そのものが18年9月までは現行の条例でいくと、他の条例等改正と違って、他の条例改正は4月1日からもう施行されるものですが、この条例に関しては18年9月までは現行の条例でいくと、9月に改正条例が施行されるというふうなこともありまして、当局としてはそれまでに十分規則の内容をどういう表現で明記するのか検討し、それに十分間に合うように規則を変えるというふうな答えをいただいております。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

13番。

13番（大黒孝行君） 2本という大変な議案を慎重に短期間でなされたことに対しまして、委員長を初め各委員に敬意を表するものではございますが、一、二点お伺いをさせていただきます。

議案説明の中でも触れましたけれども、この条例が、そもそもがさきの手続条例を踏まえての条文の整備であると、条文の整備であるが、句読点等々はかなりの配慮をしてくるかなければいけないと、そういう指摘をさせていただきましたが、その辺の議論はどうなされたのかお伺いをいたします。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） お答えします。

具体的には、爪木崎自然休養林に関する条例の中での文言だと思えます。委員会においても、「その市長は」の次に点を入れた方がいいのではないかという意見がありますよというふうなことを提案し、審議しました。当局の答えとしては、例規審査会の方にも諮り、検討しますと。個人的にも、当局の方も変えた方がよいだらうというふうな答えをもらっております。ただ、ここから先は私の主観も入りますけれども、すぐに変えなければ条例そのものの内容に大きな過誤ができるとかいうふうなことでもないのですので、できるだけ早い機会に文言を変えるというふうに当局の方がするというふうな確約をいただきました。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（大黒孝行君） ありがとうございます。ご配慮いただいて、ご審議をいただいて、慎重な審議をなされていただいてありがとうございました。

だけれども、今回のこの条例は、伊藤議員も言ったように、中身よりもとにかく条文の整備だと、その緊張感が、1ページの中に、わざわざ傍線を引いているところとやらないところがある。それで主語が確定していないからならせる部分と、主語がしっかりしている部分で点だ、句読点がないというのは、こういう緊張感のない議案を出してくるなと言うの。ちゃんとして見直して、しかも議案説明の中で質問しているわけだから、やはりすぐに直すだけの柔軟性を持った当局であらねばならないという、これは苦言です。

それで、先ほどの水道課の問題もそうなんだけれども、そういう緊張感のないあらわれではないかと。だったら、水道課の説明を受けたけれども、委員会の方でどういう議論をされたか、水道課の方の部分も含めてお話をいただきたい。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 水道課の方のことですか。

〔「水道課の訂正の件」と呼ぶ者あり〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 補正の件ですね。補正の件に関しましては、本会議で指摘されたことについての当局の方から訂正したいというふうな申し出がありまして、その後その説明を聞きながら、委員会としては、数字の書きかえで十分いいのではないかというふうなことで、全体がそれによって貸借対照表が大きく変わるものではないというふうな理解から、一応当局の説明を聞いたと、それを了承したということです。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（大黒孝行君） ちょっと先ほどの課長の話でも、ではその質問をされて、おかしい

から直しただけで終わっているんですよ。その審議を委員会で十分された、その中身をなぜかということを知りたいわけ。わかりますか。その誤りがどこに起因したものが、単なる職員ミスだとか緊張感のなさだとか。法的な誤りは、これは誤りは直したんだから、その辺をどうなっているか、1点お聞かせください。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） お答えします。

水道課長の方のお答えの中で、訂正のところは18年度の貸借対照表であると、決算ではなくして18年度の貸借対照表であって、これは補正をするたびに少しずつ数字も変わっていくものであると、流動的なものであるというふうな説明を受けております。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 専決処分の事件報告がなされておりますが、赤間白浜線の落石事故によりましてフロントガラスが破損をし、その和解に至る、こういう経過になっているわけですが、赤間白浜線のこの落石現場を確認をしたかどうかと、そしてその状態をどのように判断をされたか、危険なのか危険でないのか、もし現地視察しているとすれば、その委員会としての判断を、まずお聞きをしたいと思います。

2点目としまして、今年度はご案内のように、開港150周年の記念の事業を展開した年であったかと思うわけですが、この評価についてどのように議論がなされたのか、2点目としてお尋ねをしたい。

3点目としまして、やはり観光立市をうたっています下田市にとりまして、夏の海水浴場の問題は、市内の経済を活性化させる大きなポイントになっていようかと思いますが、特に白浜大浜の海水浴場におきますこの条例違反の実態は、暴力団の資金源ともなっていることも明らかであると思うわけですが、今年の白浜におきます下田市の海水浴条例に基づく管理がどのようになされたのかと。

そして、さらにこの間観光協会の前にありますパーゴラをしょったトイレがあるかと思いますが、このトイレにつきましてはどういう施設なのかと、公の施設と考えますが、公の施設であるのかどうかと。そして、このトイレはだれが管理をしているのかと。

そして、白浜原田のこの夏季対の支部については、どういう形態でこれが運用され、そこでピアガーデンが開かれたというぐあいに聞いておりますが、いつからいつまで開始され、何のためにそういう営業行為をだれの権限で行ったのかと。公の施設だとすれば、条例のど

ここに依拠してどなたが許可をしたのかと、そしてその運営がどうなっているのかと。さらに、そこから上がりました収益につきましては、どのように経理がされたのか、お尋ねをしたいと思いますところでございます。

さて、次に、条例関係でございますが、議第 64号の下田市農村体験宿泊施設条例、利用料金の第 17条の第 4 項に、利用料金の減免及び還付については第 7 条及び第 8 条の規定に準じ、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする、という規定がございます。いわゆる 7 条、8 条の使用料等あるいは減免等につきましては、条例があっても、議会に出さずに一定の範囲であれば指定管理者が定めることができると、こういうぐあいに定めたものであると思うわけでございますが、条例そのものが議会の承認なく改廃をされるというような点につきましては、十分なやはりチェック機能が必要かと思うわけでございますが、ただ単に、市長の承認を得たものというだけの規定になっていると思うわけでございます。これらの点がどのように議論をされたのかお尋ねをしたい。

それから、条例関係では、議第 66号の下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例でございますが、第 4 条、使用の許可でございますが、爪木崎自然公園の施設のうち、駐車場または管理棟を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないというぐあいに規定がされております。この駐車場及び管理棟とはどこを指しているのかと。特に、管理棟とはどこを指しているのか、貸すことができるような状態になっているのかどうかと、ここら辺の確認をされたのかどうか、条例と現実のそごといいますが、食い違いをきっちり確認をしたかどうかお尋ねをしたいと。現状は恐らく倉庫としての状態になっているんじゃないかと思いますが、どういう状態であったでしょうか。

以上、質問いたします。

議長（森 温繁君） 委員長への質疑の途中ですけれども、10分間休憩いたします。

午前 11 時 18 分休憩

午前 11 時 28 分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

委員長の答弁を求めます。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） お答えします。

まず、最初の赤間の事故についてですが、これは専決事項でもあり、当委員会としては現

地視察をいたしておりません。

2番目の150年祭についてなんですが、これも市長公室の管轄ということで、今回私たちの委員会においては質疑が生まれませんでした。

3番目、海水浴場に関してですが、これは委員会の中でもいろいろと質疑がありました。中で多かったのは、不法営業が今年ちょっとまた激しくなっているのではないかというふうな意見が生まれ、その中で、入り口をもっと厳格にして、だれでも入ってこられる場所ではなくして、ある程度限って、これから先極端な話をしたら、有料化等々のことも考えながら、そういうふうな形で、入り口でチェックする体制をもっとつくった方がいいのかなんていう意見も出ていました。そういうふうなことで、これからそういうことも市の方に検討していただくというふうなことです。

トイレの問題なんですが、トイレに関しては、あそこは、期間中は夏季対の管理というふうになっておりまして、屋上でビアガーデンでやるということは、夏季対の方の事業としてやったというふうなことです。トイレ自体は公の施設というふうな位置づけではなくて、他の浜辺のトイレと一緒に、例えば吉佐美のトイレ、多々戸のトイレ等々のトイレと一緒に、いわゆる行政財産であるというふうな当局の答弁でした。

山の家に関しましては、第7条と8条ですか、そこら辺のところは今回の改正文の方に出ていませんので、そこら辺の利用料金に関しては、山の家に関しては具体的な議論というふうなことにはなりません。ただ、山の家の経営が今年16年度ですか、収益の方が2,000万円近く上がっているというふうなことは議員の方からも生まれ、そういう経営内容がちょっとよくなっているのではないかと、もう少し振興公社にやってもらうのを、様子を見た方がいいのではないかとというふうな意見はありました。それ以上の利用料金は条文改正の対象になっていないので、利用料金どうのこうのというふうなことについての具体的な質疑はありません。

爪木崎のことにに関してなんですけれども、爪木崎は管理棟を確認したのかというふうなことは、これは管理棟には行っていません。具体的には、その条文の改正のところが爪木崎公園から爪木崎自然公園ですか、表現の仕方が変わったというところだけでしたので、それ以上のところはほとんど質疑になりませんでした。ですから、管理棟が現在どのようなことに使われているかについては、委員会においては質疑にはなりません。

以上です。

議長（森 温繁君） 1番。

1 番（沢登英信君） 白浜のトイレが夏季対の管理なので、夏季対策協議会の支部の人たちはそのトイレをどう使ってもいいと、こういうことには当然ならないと思うわけです。行政財産であるということは、まさにそれは公の施設であることを明らかにしていることだと思うわけでございます。したがって、それは海水浴場のトイレとして管理をするように定められているわけであって、ビアガーデンをそこでやっていいということにはならない。当然許可を出した人がいると思うわけでございますが、どの条例根拠によってどなたが許可を出して、その経理はどのようにされたのか、委員会で議論をされたのか、調査をされたのかをお尋ねをします。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） お答えします。

そこまで具体的な細かいところまでは議論になっておりません。どのような条例に基づいてというふうなことはなっていないんですが、ただし、そのトイレの使用についても質疑はありました。その中で、夏季対の具体的には白浜観光協会の夏の管理事業の中の一つとして認めたとというふうな当局の答弁を受けております。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって、建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務常任委員長、土屋勝利君の報告を求めます。

9 番。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） それでは、総務常任委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託されました議案審査の結果を、次のとおり議決すべきと決定いたしましたので報告します。

記。

1．議案の名称。

1) 認第 1 号 平成 16 年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について（本委員会付託事項）。

2) 認第 2 号 平成 16 年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

3) 認第 4 号 平成 16 年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

- 4) 認第5号 平成16年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 5) 認第7号 平成16年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(人件費)。
- 6) 認第9号 平成16年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(人件費)。
- 7) 認第10号 平成16年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について(人件費)。
- 8) 議第70号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。
- 9) 議第71号 平成17年度下田市一般会計補正予算(第6号)(本委員会付託事項)。
- 10) 議第72号 平成17年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。
- 11) 議第74号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。
- 12) 議第75号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)(人件費)。
- 13) 議第77号 平成17年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(人件費)。
- 14) 議第78号 平成17年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

2. 審査の経過。

9月22日、26日、27日、28日、29日、30日の6日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より土屋代表監査委員、出野市長公室長、土屋総務課長、高橋税務課長、河井市民課長、村嶋出納室長、関議会事務局長、木村監査事務局長の出席を求め、それぞれ説明聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案に係る現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりであります。

3. 決定及びその理由。

1) 認第1号 平成16年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について(本委員会付託事項)。

「決定」、原案認定。

「理由」、おおむね適正であると判断した。

2) 認第2号 平成16年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

「決定」、原案認定。

「理由」、おおむね適正であると判断した。

3) 認第4号 平成16年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

「決定」、原案認定。

「理由」、おおむね適正であると判断した。

- 4) 認第5号 平成16年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。
「決定」、原案認定。
「理由」、おおむね適正であると判断した。
- 5) 認第7号 平成16年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(人件費)。
「決定」、原案認定。
「理由」、おおむね適正であると判断した。
- 6) 認第9号 平成16年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(人件費)。
「決定」、原案認定。
「理由」、おおむね適正であると判断した。
- 7) 認第10号 平成16年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について(人件費)。
「決定」、原案認定。
「理由」、おおむね適正であると判断した。
- 8) 議第70号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。
「決定」、原案可決。
「理由」、やむを得ないものと認めた。
- 9) 議第71号 平成17年度下田市一般会計補正予算(第6号)(本委員会付託事項)。
「決定」、原案可決。
「理由」、やむを得ないものと認めた。
- 10) 議第72号 平成17年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。
「決定」、原案可決。
「理由」、やむを得ないものと認めた。
- 11) 議第74号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。
「決定」、原案可決。
「理由」、やむを得ないものと認めた。
- 12) 議第75号 平成17年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)(人件費)。
「決定」、原案可決。
「理由」、やむを得ないものと認めた。
- 13) 議第77号 平成17年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(人件費)。
「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

14) 議第 78号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算(第 1号)(人件費)。

「決定」、原案可決。

「理由」、やむを得ないものと認めた。

以上であります。

議長(森 温繁君) ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

14番。

14番(増田榮策君) 本会議でも簡単に触れましたけれども、極めて重要なことでありますので、改めて委員会の審議がどのように行われたのか、再度確認しておきます。

それは下田の公園下の市有地の占拠についてでございます。

まず第 1 点は、現状では 3 棟の建物があるわけですが、2 棟の建物の所有者は名前が確定しておりますが、あとの 1 棟の所有者の確認は、私が考えるところによれば、居住者がいてそれをたどっていけば、また使っている人をたどっていけばできるはずなのに、居住者が確認できないような今までの報告でございますが、これが確認されたのかどうか、まず第 1 点。

第 2 点目は、占有者の中で、相手側も弁護士を使っているという話がかつてございましたが、下田市の顧問弁護士との交渉は何回行い、そしてどのような方法をもってこれらの話し合いの解決の糸口を当局とすり合わせして、今後どのように結論を出していくのか、決めたのか決めないのかお尋ねいたします。

第 3 点目には、この占有の問題が 20 年以上も経過して、また借地料も一時棚上げになって以後滞っているわけですが、今までの消極的な原因は何であったのか。3 点目はそういうことをお尋ねいたします。

4 番目は、監査委員からのご意見を聞いたか聞かないのか、その 4 点についてお尋ねいたします。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長(土屋勝利君) それでは、お答えいたします。

まず、下田公園の所有者の関係でございますが、一部現状は石井さんということであるわけですが、あとの方については、一応私たちも当局側に現地を調査した時点でお伺いをしましたけれども、その時点では、今のところ、はっきりとわからないというのが現状でございます。

それと、弁護士さんとのことですが、たしか回数はちょっとわかりませんが、弁護士さんとの交渉で、当局側の意見として、今現在、和解の関係がちょっと持ち上がっているような状況で話を聞いておりますが、委員会においてその点は話されなかったということでございます。

ちょっと最後の点……。

〔「監査委員からの意見をちゃんと聞いているのか」と呼ぶ者あり〕

総務常任委員長（土屋勝利君） 城山公園の今の貸し地の件で監査委員の意向は、一応監査委員からは出ておりません。聞いておりません。

以上です。

議長（森 温繁君） 14番。

14番（増田榮策君） 私はこの問題について、議員になってからも数回続けて質問しているわけですが、この数年の間に、これが一向に進展しないという当局側の非常に消極的な姿勢があるわけです。議員の皆さんもご存じだと思いますけれども、一向に進展しないと。そういう意味で、この3棟のうちの建物の一部に現居住者がいます。現地視察されたと思います。水道は使っております。居住者がいます。居住者がいて、確認できないということは私は納得できないのでありますけれども、その点どういうふうにされたのか。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） 確かに居住者がおりまして、私どもも当局側に、実態を調査して調べるよというお話はその現地で行いましたが、実際には、だから1名だけは完全に居住している方で、その方はちょっと年をとっているもので、何か話が思うように進まないというようなお話を聞いております。あとの仮に住んでいる方は、なかなか当局側 と話をしていないというのが実際でございます。このようなことから、今の時点では何ら解決されていないというふうに思っております。

以上です。

議長（森 温繁君） 14番。

14番（増田榮策君） どうも要領を得ないんですけれども、居住者がいて年をとっているからとか、使っている人がいても確認できないとかというのは、これは民間では私は考えられないと思うんです。自分でアパートを貸していて、そういうふうにもし仮に自分の家とか何か不法占拠されたら、あんただれですかと、何の権利で住んでいるんですかと、こういうふうには私は突きとめると思うんです。そこにこの公園下の問題が、非常に私はデリケート

なところを含んでいるのではないかと、一つ非常に心配している点なんです。

この点について、もう何回もこれはやっているんですけども、当局側の消極的にならざるを得ない原因というのは、私は顧問弁護士がいる以上は、それはおかしいと思うんです。顧問弁護士が機能しているのか機能していないのか、その点を含めてについて討論されたか、最後にお尋ねします。

総務常任委員長（土屋勝利君） 顧問弁護士に対しては、先回、今相手側と一応交渉をする余地で、和解をとというようなお話は聞いておりますが、その後の実態、どのように交渉をしているか、ちょっと今の時点では我々も確認はしておりません。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 財政の確立をしていく大きな柱の一つが、やはり市税等の未収金、滞納金をきっちり徴収していこうと、そのことが大きな仕事だと、このように前回の決算報告でも出されていようかと思うわけですが、実態は市税等では 15億 8,000万円を超えるような形で、本年度も 4,000万円からの滞納金が増えるというような事態になっていようかと思えます。大変残念であります、やはり高額滞納者の実態がどうなっているのか、調査をされたのかという点についてお尋ねをしたい。調査をされたとすれば、どういう実態になっているのかお尋ねをしたいと思えます。

次に、国保関係のことですが、この決算によりますと3億 8,991万円もの未収金があって、さらに 2,400万円の欠損処分をして、翌年度への繰り越しが3億 6,500万円だと、このような数字になっているわけですが、国民健康保険もこれまた滞納が増えていると、こういう実態になっていようかと思えますが、この繰り越された未収金については、世帯でいきますと何世帯になるのか。総勢の国保加入者の世帯数とこの未納している世帯数の割合は、どのような形態になっているのかお尋ねをいたします。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） まず、財政の未収金の件でございますが、特に 16年度におきましては大変厳しい状況であったということで、それに伴い、不納欠損についてですが、個人的に最高が 160万円というような実態でございます。あと、50万円が5人で、5年以上の時効が 1,300万円という、そういうような状況で未収があるという、不納欠損をしたということでございます。

それと、特に大きく市税の未収金の件数が、国税を抜いてだけでも 18件で、3,959万 1,000

円という滞納……。

〔発言する者あり〕

総務常任委員長（土屋勝利君） 3億9,500ごめんなさい が実際に18件であると。あと、その中でも、宿泊関係の方の未収金というか、そういうものも現在14件あるということでございます。あと、個人的には3件が大きな金額ということで、あと土建業者というような格好で未収金がある、滞納者があるということでございます。

議長（森 温繁君） 質疑の途中ですけれども、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時 58分休憩

午後 1時 0分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

委員長の答弁を求めます。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） それでは、沢登議員に対する報告を申し上げます。

まず、国民健康保険の世帯数につきましては、約1,500件ということでございます。それで、先ほどご報告をいたしました が、平成16年度の税収入については、総調定額が4億8,246万円です。収入済額が3億29万円、収入率が74.13%ということです。収入未収額10億8,216万円。そして、500万円以上の滞納者は18件で3億95万9,000円ということでございます。うち14件は宿泊関係者で、最高滞納者は1億734万円でございます。300万円以上の世帯は12件で、4,850万円ということでございます。滞納者は32件、滞納額が3分の1以上を占めております。

それと、16年度の国税の税収については、総税調定額が15億3,375万円、収入済額が1億4,384万円ということです。収納率が74.58%でございます。収入未済額が3億6,568万円ということでございます。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 今報告をいただきまして、市税の滞納額が18件で3億95万円余を超えると、こういうことだと、高額滞納者で3分の1の市税の滞納額に当たっていかと思うわけです。しかも、最高の滞納額の方は1億円を超えると、こういう状態であると思うわけです。そうしますと、やはりこの高額滞納者への働きかけといいますか、これが大変重要になってきようかと思いますが、これも1年や2年で1億円というような滞納ではなくて、

恐らく5年とか7年、時効にかかわるような一定の長い期間の滞納額で、ここまで来たのではないかと思います。そうだとすると、この期間、どのような働きかけというんでしょうか、をされてきたのかという点について、審議をされたのかどうなのかお尋ねをしたいと思います。

それから、国保の方の回答でございますが、たしか 1,500件と言ったかと思うんですが、ちょっと数字的に 1,500世帯なのかどうなのか、その点を再度確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） 先ほど申し上げました数字は、国保の方は世帯数でございますので。

それと、先ほど申されました未納の件でございますが、今後税収をできるだけ上げようということで、特にこれから税収の滞納については十分にその実態を把握しながら、できるだけ徴収するというようなことでございますが、まず不納者に対しての実態を調査し、そしてできるだけ徴収をするという考え方でありますが、そういう格好で滞納に関する収納を厳密にやっていくということで、今考えておるといようなことでございます。

また、特に税についても、一般税については今後振り込みの格好とか、そういうものをもっていきたいというように考えております。そして、今の納税者の処分について、できるだけ本人と会って納付の現状を理解していただいて、徴収をしていくという考え方でいということですので。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって、総務常任委員長に対する質疑を終わります。

以上で、委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について、討論、採決を行います。

まず、認第1号 平成16年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 平成16年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、反対でござ

います。理由を少しずつ述べさせていただきます。

既に各委員長の報告が行われましたが、委員長の報告はすべておおむね適正であるという、こういうふうな形で認定すべしという、こういう意見でございました。しかし、私が所属しております総務常任委員会の審査を通じましても、さまざまな問題点が浮き彫りになってまいりました。ご承知のように、下田市のこの財政は危機的な状況にあるということが喧伝され、多くの市民要望やあるいは教育費や農林関係予算、その他福祉行政についても、大幅な減額や切り詰めが行われているというのは、ご承知のとおりであります。この財政状況の中で、こういう厳しい財政状況の中で、平成 16年度の決算において市長が進めてきた財政政策、財政の施策の現状はどうであったのかと、まずこの点が決算審査をする上において、最も大事な点ではないのかというふうに私は思うものでございます。

この件につきましては、まず第 1 に、市財政の根幹をなしているのは市税でございます。市税の収納の状況につきましては、ただいま総務常任委員長が質問に答えて報告したとおり、平成 16年度の下田市長が収納すべき税額は 4億円余でございます。しかるに、4億円余の収納すべき税額に対して、実際に収入されたのが 3億円という実態でございます。これは収納率としますと、委員長が報告されましたとおり 74.2%、私は市民の皆さんのご支援をいただいて長く議員を務めさせていただきますが、この数字というか、この状態は、まさに下田市のこの行政、基本的な行政の問題点を浮き彫りにしていると思います。委員会の審査の中でも明らかになったことでございますが、この 74.2%という収納率は、県下 2市の最下位の実績であります。これは県下 21ですから、静岡県下で一番悪い、こういう実態をあらわしているものでございます。こういったものを私たちは早くから指摘したわけでございますが、こういうものがほとんど解決されないまま、平成 16年度から平成 17年度に引き継がれるという、こういう実態がまず浮き彫りになります。

次に、市財政の状況から、平成 16年度の財政操作は、15年度に引き続いていわゆる目的基金の流用、特に庁舎建設基金からの 6,000万円の目的外の繰りかえ運用を行っております。前年が、公共用地取得特別会計からの繰り入れが 2億 6,000万円、合わせて 3億円余を超える基金の繰り入れをしているわけです。これは皆さんもご承知のとおり、平成 15年度の決算、16年度の決算に付された監査委員の監査報告書にも指摘されているとおり、2カ年にわたって指摘されている。その指摘の内容は、基金の繰りかえ運用は、基本的には基金の運用を妨げない程度における運用、一言で言えば単年度で、1年限りで基金に繰り戻すという、これが原則だということを監査委員は、2カ年にわたって連続しているわけです。

理由は、基金というのはそれぞれの目的によって積み立てられ、その目的に沿った運用をしようとしたときに、そのお金が使えなければ、全くこれは基金を積み立てていくこの目的を達成することはできないと。2カ年にわたって監査委員からの指摘があるにもかかわらず、この指摘に対して、何ら答えも得ることなく、さらに逆に、要するに繰り返しの方法として講じた、これもまた監査委員のあれと、いささかかけ離れている、10年ということは今度は何と20年にわたって繰り返すという、そういうずさんな財政運営というものが、平成16年度の財政運営の中で浮き彫りになってまいりました。

さらに言えば、市財政の運営に当たっての根幹に当たる市税の問題、あるいは基金の運用等において、このような重大な問題点を含んでいるということ、まず指摘しておきたいと思います。

次に、石井市政5年間、2期目に入りまして、この間掲げてきたこの観光立市というスローガンのもとで市政が運営されておりましたが、先ほどのお話のとおり、滞納額10億円のうち、500万円以上の滞納者が18件あると、そのうちの14件が宿泊関係者で、いわゆる観光関係者で、そしてそのうちで一番多く滞納しているのは1億円を超えていると、恐るべき実態がここで明らかになったんです。初めて総務常任委員会の審査の中で、滞納の状況が明らかになりました。18件で3億円を超える滞納があり、しかも1件は1億円。恐らくこれは下水道料金であるとか水道料金、これらを合わせると膨大な滞納が広がっている。観光立市をスローガンとした本市の実態は、市財政への波及効果というものを、そういう点でも失わせている実態を明確にしているわけです。施策の問題点がここにも浮き彫りに出されております。

また、300万円以上の滞納者が14件、合わせて約32件で、32人で3分の1以上の滞納を支えているわけです。これまで議論されたのは、もう払うにも払えない低所得者がいるから払えないんだという、こういうことであるわけなんです、そういうことが明確になりました。まさに、市政運営の基本的なことであるその市税収入の問題が、こういうぐあいに放置されているという実情が明確になりました。

以上、財政運営上の問題点について、極めて深刻な事態になっているんだ。おおむね適正に運営されているというようなものではないというふうに、私は思うものでございます。

次に、市の財政をもう一方で支えているのが、やはり市有の財産であると思います。市民共通の公有財産というものがあります。この公有財産の管理、処分に当たって、適正な、あるいは適法な処分が行われてきたのかどうなのか。これがやはり総務常任委員会の重要な審査のテーマであります。ご承知のように、決算審査は結果に対する評価でございます。結果

に対する評価であります。したがって、とりわけ私有財産の管理と処分に当たって適正な執行が行われたかどうか。

まず、今決算において、いわゆる財産の調書において、長年にわたりまして下田市の市有財産、1,300万平方メートル余に及ぶ市有財産を所有するということを決算上明記してございました。それが一昨年の調査によって、約1,000万円ほど宙に浮いているということが、調査結果が出たというわけです。したがって、今回の決算で1,000万平米の土地があるということを、今度は削るというんです。昨年まで1,300万平米の土地があったということが、今年からは1,000万なくなって300万ちょっとになりましたという、こういう決算であるわけです。

これについて、なぜそうなったのか、どうしてなのか、総務委員会としても実態に迫ろうとしたわけですが、当局はそれに対する基本的なそういう事態に立ち至った原因についての確実な、正確な回答はできなかったわけです。ただ、おおむね昭和39年当時、稲梓財産区やそういったものの所有地も含めて計算されていたのではないのかというような推測が出されました。ただし、調査の結果の概要を見ますと、白浜地区で約90万平米、そして朝日地区で120万平米、これらが実態よりも少なかったと。逆に浜崎地区で150万平米増えておりますと。こういうふうな奇怪な結果も表明されました。そういう点で、私はこの石井市政の財産の管理における一つのあいまいさ、ずさんさというものを、ここでやはり指摘せざるを得ないと。

さらに、市有財産の処分、管理にわたって、長年にわたりまして増田議員も指摘されましたが、下田公園下の市有地の占拠の問題がございます。この経緯は、平成2年において市有地を貸し付けをしていた土地の地代が長年にわたって滞り、やむなく市は当時議会の議決をして、建物の所有者に対する建物収去並びに賃貸者契約の不存在という、こういうことでの裁判を提起しました。裁判はその後、平成4年か5年に判決が出て、市の全面的な勝訴という形でこれは判決が出ました。それから、自來その判決があった後、今日まで約10数年間、この問題が、裁判で勝ったけれどもいささかも進展がしないという奇怪な実態がございます。いささかも進展しないというのは、ちょっと言い過ぎか。1件だけ建物の収去が行われて、そしてそこに消防団の詰所が建設されたという経緯はございますが、依然として3棟の建物がそのまま残っている。

これまでの下田市の報告は、なぜそういうふうな結果になってきたのかということに対しては、建物の所有者が、いわゆる1件は所有者が亡くなり、遺産相続が放棄されている。し

たがって、そういう点での法律的な遺産を管理しているのが弁護士さんであるということと、実際にその建物を占拠し、使用している人との違いがあつてなかなかできないという、こういうお話でした。ところが、現地の調査でも明らかになった2件の建物については、所有者も明確になっているにもかかわらず、現地調査では、また所有者と別な人が占拠している実態もないと、それにもかかわらず、何らの法律的な手続がとられないまま、今日まで及んだという、こういう実態が明らかになりました。そういう点で、加えて市有地の貸し付けにおいて、貸付料が未納になっているものが相当あるわけでございます。

これらについても含めて、市有財産の管理においてさらに本会議でも問題になりましたが、市有財産の処分に当たって、地方自治法上に触れるような処分が行われたということも、甚だ問題があると思います。この点については、助役が本会議において今までの答弁を訂正し、実質的には課長代決者であったと、印刷ミスであったとかなんとかという詭弁を弄していたものを訂正し、陳謝したということではございますが、最終的には、下田市は県に財産を売ったものであるから、地方自治法上の抵触はしないという、こういうお話でございますが、委員会の審査の中で、契約書の提出を求めたわけではございますが、契約は甲、乙、丙、三者、甲は当該する課長事務代決者、乙が下田市、丙が県という、いわゆる三者協定でありまして、これまた疑問のある財産の処分であるということは論をまたないと思います。

さらに、この下田市の基本的なそういう点では財政運営、市財産の管理において、極めてずさんな管理が行われているということが、本決算の中で明らかだと思えます。

加えて、個々の問題点については、私は一部触れるということが必要だと思えますが、一つは、どうしても触れていかなければならないのは、平成16年度は下田が開港されてから150年です。下田開港150年の記念の事業が、市の2,000万円を超える市費を投じて記念事業が行われました。事業は石井市長を実行委員長として実行委員会がつくられて、各7部会等で部会がつくられ、運営委員会が組織され、実際の仕事が行われました。国においては、いわゆる日米和親条約が締結されたのが横浜ということで、横浜で記念の事業が行われたわけではございますが、下田の開港の歴史は、歴史を開いた港町として、近代の幕あけとなった要するに日本でただ一つの最初の開港場であったわけです。開港150年の記念の仕事が吉田松陰先生の踏海の企て、あるいは日米和親条約の不規則条約における下田の締結、そしてその年における日露通好を求めたプチャーチンのディアナ号の入港、その後の玉泉寺における最初のアメリカの領事館の設立と、さまざまな形で日本の近代の歴史にとって大きな足跡を残したものであります。これらが150年事業の中で、この歴史的な事業というものの、歴史的

意義を問いかけるような記念事業というものが、私たちは期待されました。

しかし、残念ながら一種の観光的なイベント、その他に終わってしまいました。これは私の意見でございます。しかも、これだけの仕事であるにもかかわらず、実行委員会並びに各部会の責任者からの事業実績に対する報告書というのは、皆無であります。ただ、一昨年11月に開かれた歴史部会におけるところの歴史シンポジウムの全文における記録文書が、現在開港150年の記念事業の中でただ一つ公式に報告書として残っているのみであります。実行委員長あるいは各部会長のそういった意味での実績報告書もほとんどないと、こういう状態になっているものであり、下田が開国の歴史をこの150年の時点で明確にし、そして日本中から、あるいは世界から注目される最大のチャンスが、一つの単なるローカル的な行事というか、イベントというものに終わったというのは、極めて残念な結果であるというふうに私は思います。

また、今回のこの下田市の仕事の中で、以上申し上げましたような中で、多くの市の職員等を含めて真剣な努力が行われたということは、私も認めるところでございます。とりわけ平成16年度において、長年の懸案事項であったみなと橋の開通ということが実現できたということは、やはり正当に評価されてしかるべきであるというふうには思いますが、しかし現実には、そういったものが実は一つの連鎖事業として進んでいくという、こういったことがないまま終わってしまったというふうに私は思うものでございます。とりわけ本市の財政状況、市税の収納あるいは市有財産の処分等において、この行政執行というのは、成果というのには余りにもマイナス面の多い平成16年度の一般会計の決算ではなかったかと思えます。

また、今回決算審査が各常任委員会に分割付託されました。本来ならば、決算審査特別委員会で、今私が申し上げましたようなさまざまな問題点が認定、不認定を問わず、議会のチェックが入り、今後の行政運営に生かされるはずであったものが、今回各委員会における決算における問題点の提起というものが何らなかったということについても、大変残念であったと思うものでございます。

以上の点におきまして、認第1号 平成16年度の一般会計決算については、認定すべきではないというふうに思いまして、討論を終わります。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 中村 明君登壇〕

7番（中村 明君） 私は、平成16年度一般会計決算の賛成討論を行います。

ただいま反対討論のございました小林議員のことに关しましても触れると思ひますけれども、確かに平成 16年度の財政が危機的な状況であることは、ここにいる全議員が承知していることとございます。確かに、市税 4億円のうち 3億円と、先ほど小林議員が述べた 74.2% という数字ははっきりしておりますが、私は平成 16年度一般会計賛成者といたしまして、平成 16年度下田市各会計歳入歳出決算並びに基金運用状況は、監査委員による意見書におきまして、その審査の結果、各決算の内容及び予算執行の状況は、おおむね適当であると認められております。

ご指摘のありました基金の長期繰越運用につきましても、監査意見書のとおり、財源確保の手段としては必ずしも好ましいとは思いません。されど、国の三位一体改革、景気低迷の影響の折、当市の財源確保は年々厳しい状況になっております。この状況の中で、市民の要望にこたえなければならないのも、我々議員あるいは当局であります。市当局の苦勞は、並大抵なものではないと思われるのであります。しかるに、基金の有効活用の一環として、繰りかえ運用はやむを得ないものとして認めるべきだと私は思うのであります。

また、財産に関する調書、いわゆる市有地の公有財産台帳整備業務委託事業によりまして確認された特別会計等を含めた全下田市所有の面積と、昭和 39年決算書の一般会計に登載の面積とがほぼ近似しており、さらにこれがまたおよそ 10年前、昭和 30年の町村合併時の総面積と近い数値となっていることから、本来、この総面積の一部を一般会計の財産に関する調書の登載面積とすべきところを、合併時のころより、誤って全面積を一般会計の財産として登載されたとは私は推測するのであります。今回正すべきものは正す姿勢として、私は評価できるのではないかとと思うのであります。

先ほど反対論者からもご指摘がありました、いわゆる河津下田線の道の件でございますけれども、代替地の件に关しましては、事業の早期実現を県に要望していることでもあり、その実現に協力する立場から、県の要請に基づき当該地を県に売却したものであります。売却に当たって、代替地を結果的に取得することになったものが職員であり、本件の売買契約は法違反ではないかという意見等が本議会におきましても出されましたけれども、私はこの審査の間、総務委員会の間で思うことは、実務的に技監が代決した事実はないということでありますので、本売買契約は下田市、静岡県、当該人の三者契約であり、下田市は県に当該市有地を売却しているものであり、以上をもって、私はこの辺も何ら問題はないのではないかとと思うのであります。

また、市当局も税の確保にいろいろ工夫をしております。これは私ども総務委員会でも確

認したことでございますが、本年は 9,000人を目標に、口座振替等の手段も税務 課におきましては検討しております。この補正予算におきましても、新しい手法でいかに税を上げる、税を徴収するという努力をしていることは十分にわかるものであり、この平成 16年度一般会計決算におきましても、監査委員のご指摘のとおり、適当であると認められる、また各委員会におきましても十分過ぎるほどの討議をしてきた結果、本日適当であるという結論を得ましたので、私は賛成といたします。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 次に、反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 反対の立場から意見を申し上げたいと思います。

平成 15年度決算におきます特別委員会の指摘事項、報告が、やはり 16年度でどのように改善されていったかと、この観点が必要ではないかと思うわけでございます。そういう観点から 16年度決算を見ても、市債残高はこの 16年度末で 116億 4,052万円、1人当たりの市債は 43万円を超えると監査委員が指摘をしているところでございます。このような状況の中で、市町村合併のリーダーシップの欠落によりまして、南伊豆総合センターの解散というような事態を迎えざるを得なかったかと思うわけでございます。リース料の違約金だけでも 1,600万円余にわたる多くの支出を電算処理に余儀なくをされてきたわけでございます。まさに、市政運営のまずさが、ここにこのようなさらに一層財政を悪化する結果を招いていると思うわけでございます。

観光地下田にとりまして、環境対策事業は重要な課題であるわけでございます。その中でも毎日のごみ処理事業は、観光地下田のこの衛生を守り、美しい下田市を実現する大事な事業であると思うわけでございます。昨年の決算報告でもごみの焼却施設、それから一貫としましたごみの減量化、最終処分場の計画をきっちりと計画を立て、進めていくように指摘をしているところでございますが、老朽化しましたこの焼却炉は、1億 4,400万円もの修繕費をかけなければならない事態となっているわけでございます。これは大変旅館が多く、水分の多いごみが多いのに適応する炉としてつくられたものが、今日ダイオキシン対策等を含めまして、800度から 1,000度もの高熱の炉で処分をしなければならない。とてもこの施設が対応していないことは明らかであると思うわけでございます。

さらに、煙突はM7程度の地震が、東海地震等が来ると崩れ落ちるかもしれない。しか

も、現実の問題として、その 45メートルの煙突の上の方から、人の頭大の鉄片がついたコンクリートが落下をすると、こういう事故まで起きているわけでございます。焼却炉の改善、そして一貫とした灰捨て場の整備まで、きちりと計画を立てるべきでございますが、残灰な灰につきましては 7,800万円もの委託で外部に持ち出していると。一貫した処理体系がなされていないわけでございます。まさに、15年度の指摘事業は、そのまま放置をされたといってもいいかと思うわけでございます。

さらに、市営住宅の老朽化の問題は、先日も台風を迎え、政策空き家にしていく、この姿勢も何ら変わっていないわけでございます。防災の面からも、きちりと人命と人の住む居住を確保していくという点からは、全く落第であると思うわけでございます。

救急医療を含めました医療の整備も、15年度決算では指摘がされているところでございます。平成 15年 8月、熱川温泉病院が脱退をして3病院しかなくなると、この体制をどうしていくのか。3病院もそれぞれ十分対応し切れず、特定の病院に集中をしている。この実態を何とか解決してほしい。救急患者のたらい回しやあるいは待機等、早急に解決が求められていると思うわけでございますが、医療機関への働きかけあるいは前進は全く見られなかったと思うわけでございます。

さらに、観光下田を代表します海水浴場、白浜海水浴場の不法営業、これへの条例のきちりした適用も何ら昨年と変わっていない。いないどころか、その公の施設を、行政財産をピアガーデンとして利用させるなど、十分議論をし、精査をした施策が進められたとは思わないわけでございます。安全で快適な海水浴場のイメージをつくり出していく大切な施策が十分になされたとは、どうしても考えられません。

よって、平成 16年度のこの一般会計の決算は認定できず、不認定とすべきものとするものでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、認第1号 平成16年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第2号 平成16年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第2号 平成16年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 平成16年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第3号 平成16年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 平成16年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第4号 平成16年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 平成16年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 平成16年度の下田市の国民健康保険事業の決算につきまして、認定すべきではないというふうに思いまして、討論をさせていただきます。

下田市の国民健康保険事業は、世帯数で約7,000世帯、人口において1万4,000人からの多数の市民が加入し、市民の生命、健康を守る上で大切な事業であるわけでございます。この事業は平成16年度決算において、この事業を推進していく上で大切な国保税というものが、平成16年度は大幅に引き上げられたものであります。国保に加入している人たちは、この大幅な引き上げによって、これまで以上の税負担、要するに国保税負担を強いられているわけでございます。

国保というものは、ご承知のように、医療費を加入者の総医療費のうちの7割を保険者である下田市が負担し、3割の自己負担ということで加入者が負担し合っております。こういう制度でございます。しかも、総医療費の7割の保険者が負担するこの費用を、国・県でおおむね5割、加入者で5割と、5割・5割でその総費用を持ち合って、お互いに全体で保険を支え合うという、こういう制度でございます。したがって、課税の方法は、税収の税というか、所得のある人、資産のある人は余計出していただく。あるいは応益ということで、家族の多い方等については余計出していただくと、こういう制度であります。

したがって、この制度は加入者全体が、簡単に言えば、お金、要するに国保税を出し合っ

で支えているという、こういう保険制度であるわけですが、この平成 16年度の下田市の国保事業の運営に当たりまして、実態は総務常任委員長が質問に答えて報告したとおり、国保加入者世帯のうち、1,700世帯もの人たちが負担すべき税金を納めていないという、こういう状態があるわけです。その金額は、平成 16年度末において3億 8,000万円余に及んだ。そのうち2,000万円余は、平成 16年度において不納の欠損処分をしたと。平成 17年度に引き継がれる未収金は3億 6,000万円だと、こういう決算であるわけです。

これを昨年と比較しますと、未収額で約 2,000万円上積みされておりました。ここにまず注目されるべきことは、加入者全体で応能。応益に従って負担すべきこの制度が、それぞれ一部の加入者に過大な税金をかけて、一部の優良な、まじめに納める加入者に税金をかけて、そして制度の運営をしていくという、こういう実態が明らかになっているわけです。これは、冒頭申し上げました国保制度の理念を根底から揺るがす実態であるということが言えると思います。これがまず第1点でございます。

やはりこの点について、長年の国保事業のさまざまな問題点を、抜本的な解決というものを怠りたる結果として、こういう結果になってきているというふうに私は思うものでございます。私はこの平成 16年度の決算を見まして、皆さんも愕然としたと思いますが、7,000世帯のうちで1,700世帯も協力しないと、みんなで金出し合って医療を支えるとは嫌だと。これを打開せずして国保の健全運営というのではない。それをおおむね適正だとか、当然だというふうに理解して打開はないと。これがまず今回の国保事業の問題点の第1でございます。

第2点目は、それと関連するわけでございますが、国保の税をもう少し詳しく見ますと、平成 16年度の決算上の保険者である下田市長が加入者から受け取るべき保険税は、15億 3,375万円、約 15億円余なんです。16年度に国保の加入者からいただくべき金が 15億円余。これは国保の条例に基づいて課税される税額が 15億何千万円です。ところが、平成 16年度中に収納されたのが 11億 4,384万円、15億円に対して約 11億円ちょっと。収納率は 74.6%、恐らくこれはまた市税と同じように 2市中最下位の徴収率というのか、収納率ということになっているわけでありまして。このことが先ほど冒頭、そしてこれは下手をすると、ここ数年のうちで4億円に上る未収を抱えるという、こういう格好になるのではないのかと。今まさに、この平成 16年度決算は下田市の国保事業の破綻を予知させるような、予兆させるような決算結果ではないのかということが出ていていると思います。

そういった中で、今私たちも主張して いますが、国保事業の抜本的な改革ということが、本来市政が取り組むべき大きな課題であろうと思うわけですが、これらに対してほとんどこ

の何年間打つべき手が打たれないまま、医療費の増嵩に対しては、先ほどから言っているように、70%、7割方のまじめに納める人たちから過大な税率で税金を取っている。その結果、ますます滞納が広がるという、こういう悪循環を繰り返しているわけであります。私は、今回のこの平成16年度の国保について、保健事業の推進、老人保健の抜本的な改革あるいは介護保険との連動、さまざまな国保をめぐる状況の総体的な検討というものが必要であると思いますが、ともあれ今回の決算において、国保事業の運営の根幹が今崩れようとしているという、この状況を指摘いたしまして、反対討論にさせていただきます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

16番。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

16番（嶋津安則君） 認第5号 下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成意見を述べさせていただきます。

市町村は、保険者とする国民健康保険制度は、財政面においてもはや立ち行かないところまで来ていることは周知のとおりでございます。当市におきましては、不本意ながら平成16年度におきまして、やむなく税率アップをせざるを得ませんでした。決算の結果、繰越金が予想以上に確保され、平成17年に全額歳入として見込み、何とか当年度の税率を少なからず抑えることができたわけでございます。

しかしながら、国民健康保険会計の財政は火の車であります。制度の抜本的な改正が避けられない状況であることは、だれもが認識しているところでございます。現行この制度が存在する限り、何としても運営していかなければならないわけでございます。医療費の抑制のための諸施設、そして種々事情があるとはいえ、税の公平性からも、滞納金の収納には今まで以上の努力をも必要といたします。当局も税収納の全庁的な取り組みを行うと明言しております。当市のような末端の自治体におきましては、景気回復の実感は、いまだ感じ得ません。もうしばらく厳しい状況が続くものと推察せざるを得ませんが、当局の一層の努力に期待し、当決算につきましてはおおむね適正であると判断し、認定について賛成であります。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、認第5号 平成16年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 1分休憩

午後 2時11分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、認第6号 平成16年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第6号 平成16年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 平成16年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第7号 平成16年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 平成16年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第8号 平成16年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 平成16年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第9号 平成16年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 平成16年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付し

ます。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第 10号 平成 16年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、議第 57号 市道の認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 57号 市道の認定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 58号 下田市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 58号 下田市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 59号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 59号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 60号 下田市菅蓮台寺パーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

3 番。

〔3 番 伊藤英雄君登壇〕

3 番（伊藤英雄君） 下田市菅蓮台寺パーク設置及び管理に関する条例の一部改正について反対するものです。

改正前の条例では、6 歳未満の幼児については保護者の付き添いを義務づけておりました。しかし、今回の改正において、6 歳未満の幼児について保護者の付き 添いは必要ないというように、その部分が削除されたのであります。しかし、現実には6 歳未満の保護者の付き添いは必要であります。もし、保護者の付き添いがいまま6 歳未満の幼児が来たら、どのようになるでしょう。この指摘を受けて、とってつけたように、条例で削除しましたが規則で定めますというような答弁がありました。しかし、なぜ条例であってはいけないのでしょうか。条例で定めてある。必要であればそのまま条例で定めておけば構わないわけです。しかし、

条例を削除して規則に変えなければならない理由については、全くその説明がなされていません。

なぜこのようなことになったのか。それを推測する一つの手だてがあります。それはこの条例改正の蓮台寺パーク以外の条例施行日が平成 18年 4月 1日となっているのに対し、蓮台寺パークの条例施行日のみが平成 18年 9月 1日となっております。ご承知のように蓮台寺パークにつきましては、下田南高校、下田北高校の統合に伴い、県より蓮台寺パークの施設を購入したい旨の申し入れが来ております。そして、それに対する市当局の態度は、いま一つ不明であります。はっきりしておりますのは、平成 18年の夏までは現状のまま使う、しかしそれ以降についてはどうなるか全く不明であります。このことが条例を 4月 1日ではなく、9月 1日施行としたことと、密接な関係があると言わざるを得ません。

本当に蓮台寺パークは、蓮台寺を中心とする稲生沢の下田の幼児、子供にとって、また蓮台寺地区の宿泊施設にとって、その機能は必要なものであります。この機能をしっかり残す、こういう気持ちがあれば、蓮台寺パークの条例について真剣に考え、6歳未満の幼児に付き添いは必要ない、こんな答えは出てくるはずもないのであります。

ところが、意識の中に、いや、蓮台寺パークはもうなくなるんだよ、こういう安易な気持ちが条例改正に対する真摯な姿勢を揺るがし、結果として6歳未満の幼児に付き添いは必要ないなどという条例ができ上がったのであります。私は、6歳未満の幼児については付き添いがなければならないという、これまでの条例が正しいという観点から、この改正条例に反対するものです。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 60号 下田市営蓮台寺パーク設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 61号 下田市営温水シャワー施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 61号 下田市営温水シャワー施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 62号 下田市足湯施設条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 62号 下田市足湯施設条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 63号 下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 63号 下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 64号 下田市農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 64号 下田市農村体験宿泊施設条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 65号 下田市寝姿山自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 65号 下田市寝姿山自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 66号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の

制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 66号 下田市保健休養林爪木崎自然公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 67号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 67号 下田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 68号 下田市高齢者生きがいプラザ条例の全部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 68号 下田市高齢者生きがいプラザ条例の全部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 69号 下田市農林水産物処理加工施設条例の全部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 69号 下田市農林水産物処理加工施設条例の全部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 70号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 70号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 71号 平成 17年度下田市一般会計補正予算（第 6号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 71号 平成 17年度下田市一般会計補正予算（第 6 号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 72号 平成 17年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 1 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 72号 平成 17年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 73号 平成 17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 73号 平成 17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 74号 平成 17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 74号 平成 17年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 75号 平成 17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 75号 平成 17年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 76号 平成 17年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 76号 平成 17年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第 1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 77号 平成 17年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 77号 平成 17年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 78号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算（第 1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 78号 平成 17年度下田市水道事業会計補正予算（第 1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

日程の追加

議長（森 温繁君） この際、お諮りいたします。

市道赤間白浜線ほかにおける緊急落石防止について、 10番、小林弘次君から緊急質問の通告がありました。小林弘次君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、小林弘次君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことに決しました。

緊急質問

議長（森 温繁君） 小林弘次君の発言を許します。

10番。

〔 10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 最終日におきましてたびたび登壇させていただきまして、議論をさせていただいておりまして恐縮でございますが、ただいま議会の同意を得まして緊急質問をさせていただきます。

緊急質問の緊急性は、9月定例会が 14日から開催されました。9月定例議会開催後、市当局は、議会の委任によるところの損害賠償の額を定めること、そして和解に関すること、 50万円以下のこれらについての専決処分についての報告書を議席に配付してまいりました。本来ならば議決事件であるけれども、 50万円以下の損害賠償や和解については、議会の委任によって市長に専決権を与えているわけでございます。この件につきまして先ほど申し上げましたように、9月議会において議会開催中 2件のこの専決案件が配付されたわけです。

このうちの一つに、注目すべきことは、本年の 6月 27日、市道赤間白浜線を走行していた自動車に、市道赤間白浜線ののり面よりの落石があり、フロントガラスを大破し、それに対する損害の賠償並びに和解をしたという、こういう報告がございました。私はこの報告書の中に、やはり赤間白浜線はご承知のように、一昨年国道 135号線の崩落等によって、時に

は長期にわたって国道の迂回路として利用され、東伊豆地区に抜ける大事な国道の迂回路になっているわけです。さらに、あの赤間白浜線は、もう一方では白浜地区住民等を含めまして大切な地域の生活道路であり、沿線の修景、春先の山桜、秋口の紅葉等々、市民の憩いの場、散策の道路として利用されているわけでございます。この道路にいわゆる落石があり、そして自動車が大破する。それに賠償せざるを得ないという、こういうものであります。

ご承知のように、今日公共施設、とりわけ市道等の善良な管理を怠りたる時の責任というのは、はかり知れないものがあると思います。私の調査した限りでは、この落石事故のあった箇所は、下田城より約 200メートル近く白浜寄りの、何か今年度の大雨によって、要するに一部のり面が崩落し、そこにいわゆる馬というんですか、馬が2カ所ぐらい置いてあるという、そういう箇所でございます。その点において、この崩落現場を放置してきた管理上の責任というのは、私は極めて大事ではないのかというふうに思いますが、今回のこの点についてまず第1点、落石現場におけるのり面の崩落に対して、長期にわたって放置してきた市長の管理責任というものは、これが問われるのではないのかというふうに思うわけですが、この点が質問の第1点でございます。

第2点目は、先ほど申し上げましたように、市道赤間線は極めて下田市にとっては大切な、重要な道路であります。本箇所以外に、あの白浜の峠にありますところの残灰の処分場であったところに至る、いわゆる切り通し状のところでは、日常的に落石があり、通行上でもかなり危険なところがあります。さらに白浜寄りの市道下ノ條線より上流、上の部分、約 400メートル近くの山合いからの落石も相次いであるわけです。多くの市民がこの赤間白浜線についての落石に対しまして危険を訴え、あるいは危険を感じていた人たちが多々あるわけでございます。この点につきまして、まず緊急にこの事故を踏まえて、市道赤間白浜線の落石防止の対策をとるべきではないのかと。そうしないと、今後落石によるそのような事故が起きた場合のいわゆる管理責任、善良な管理を怠りたることから生ずる管理責任とは、はかり知れないものがあるわけでございますから、まずこの市道赤間白浜線の落石等に対する緊急の対策の必要性があると思うわけでございますが、この点についての市長の考えをお伺いしたいと思うんです。

さらに、これまでも市道の落石についてはいろいろと指摘されていたことでございます。これまで指摘されたのは、重要な市道敷根線においてそれぞれ落石があり、それに対する対策も指摘されました。また、須原入谷須郷線においての入谷方面からの山の日常的な落石というものも、住民から長い間、これらの整備というものが要望されていました。その他、

落石等に対する防止の事業というものの必要性というのは、緊急性があるというふうと思うものでございます。今申し上げましたことを含めまして、赤間白浜線以外の落石が常襲しているような市道における安全対策等の必要性が私はあると思いますが、それに対する施策というものはどのようにお考えになっているのか、お伺いするものであります。

私は、今回の落石事故が直接自動車に対して落石があったということでございますが、もし歩行者であった場合には大変な事態になったということを考慮し、あえてこの点についての質問をするものでございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 当局の答弁を求めます。

番外。

建設課長（宮本邦夫君） まず、市道赤間白浜線に対します長期にわたりましての崩土ですか、その辺の管理上の責任という1点目のご質問でございますけれども、この事故があった場所でございますけれども、これは15年7月ごろに崩土がありまして、一部その崩土につきましては除去はさせていただきましたけれども、その地山自体が一応安定しているということで、経過観察していたわけでございますけれども、それと原因自体ですけれども、その崩土のところというよりも、その崩土よりがけの上から、この日は多少の雨が降っていて強風がちょっとあったみたいでして、要するに、のり面の上から落石があったということでありまして、そのために一応崩土のおそれはないということで、歩行者に万が一の場合を考えまして、バリケードは一応やっているというものでございます。

それと、2点目の赤間白浜線に対します緊急の落石防止策、それとそのほか市道に対する落石ということで、敷根線、須郷線ほかの関係でございますけれども、これにつきましては一応平成2年度に防災点検ということで、市内の主要な路線につきまして調査しております。その中で、今言いました赤間白浜線、立野横川1号線、それから敷根1号線、須郷線ほか26路線でこの調査をしておりますけれども、要対策箇所、これの中では一応68カ所ありました。その中で、当時の概算工事費で約25億円というような費用が必要となっております。しかしながら、財政上の関係、それから財源確保が困難なこともありまして、対応ができていないというのが現状であります。

平成2年の調査ですから、それから15年も経過しております。その中で、トンネルの箇所もありますし、あるいはほかの調査していない路線を含めると、議員おっしゃいまして、何百カ所のそういう要対策が必要ではないかというふうには思われております。

今後の処置でございますけれども、要対策箇所につきましては、すべてはこれは不可能と
思いますけれども、緊急を要する箇所につきまして整備手法、要するに国庫補助対象だとか、
起債対象だとかあるいは維持事業、そういうものも検討いたしまして、関連予算を要望いた
しまして、優先順位を定めまして順次対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 私は最初の質問でも申し上げましたが、市道の落石が常襲的にあり、
あるいは危険が指摘された箇所で、それが当初から予想されたにもかかわらず、それらを放
置する、あるいはそのままにしておくことにおける善良な管理を怠りたる場合の責任という
ものが、極めて現代の社会においては鋭く指摘される、追及されるもの だと思えます。そう
いう点で、私は今回の落石、交通事故ではなくて自動車に、赤間白浜線ののり面からの落石
によってこの事故が起きたと、フロントガラスが大破し、それを補償せざるを得なかった。
これは先ほどから言っているように、これが散策中の人であったならば、大変なことになる
というふうに考えたものでございます。

仮に、今課長からご報告がありました、平成 15年当時からの雨で崩落したのを、崩土は除
去したけれども、ずるずる落ちてきている現場をそのまま放置してきたということは、これ
は善良な管理をしていたということには、ちょっとほど遠いのではないのかというふうに思
うものでございます。

それと、もう一つ、赤間白浜線ほか 60数カ所、かなりの市道の危険箇所があると。これに
ついては、早くから建設課では内部調査で危険性を承知していた。そして、それに対応する
予算は相当のものがかかるということは承知していたわけです、ということがはっきりしま
した。仮に承知していたとするならば、そこから起きた、それに対する対策を承知してい
たにもかかわらず、とらなかつた場合の石井市政の責任というのは、これははかり知れないも
のがあつたわけです。

そこで、市道上の落石防止の対策は、確かに巨額の経費がかかる。しかし、これは国・県
等との協議を通じて、これはやはり国・県の代行事業、あるいは伊豆農林事務所におけるい
わゆる林地の崩落事業に関する事業の採択、知恵を働かせれば、あらゆる形態でのこの対策
は立てられないはずはないわけです。とりわけ、本件の赤間白浜線は課長の説明でいくと、
道路のり面よりも上からの落石事故であつたと。では仮に言えば、市道のり面からの落石で
はなく、のり面よりも上の土地からの落石だというふうに説明されているんですが、この

専決処分書で見ると、道路のり面から の落石があり、注目されるのは過失割合を当事者が1、下田市が9、1対9の割合で和解をしたということなんです。これは当事者には恐らく私は過失責任はないと、ゼロだと思うんですよ。しかし、和解をしたということですが、強行的に当事者にこれを押しつけたというふうにししか思えないわけですが、上から落ちてくるのに、下で乗っていたあれには責任があるとは思えないです。

ただ、それは一つの議論から離れますからあれですが、私はあの赤間白浜線のこの落石防止対策について、金がかかるからやらないとかという、知恵を働かせ、農林や県土木等 どのいわゆる林地の 林地というのは「林の地」ですよ 林地の崩土を、崩落を抑えるような、いわゆる公共事業の採択をちっと進めるとい、こういう方法でも可能ではないかと。そういう点では、これまでの市政の後手後手、事態に対する積極的な対応ということがなかったということは明確だと思うんです。そういう点でまず、お金がないからやれないんだというような姿勢がありありとするわけですが、そうした場合の私は管理責任というのは、ますます重いというのはさっきから言っているわけです。私は緊急に、少なくとも崩落現場周辺の調査を行い、土地関係、所有関係明らかにさせ、必要な対策を立てる。またその他の道路についても、さっき申し上げましたような林地、農林課、農林事務所関係の所管にかかわる事業としての採択を要請するとか、あるいは県土木による採択、国・県補助による採択、こういったものを進めていくという、そういうことを怠ってはいかんと思いますが、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 小林議員から指摘のとおり、人命にかかわるような被害を最小限にとどめることは、行政として当然の責務でありますから、その回避のための努力 は優先すべきということは十分認識をしております。今、建設課長が述べましたように、過去の防災点検の中でも、この今言われた赤間白浜線を初め幾つかの路線の名称を述べました。改めて申し上げますと、敷根1号線、坂下和歌の浦線、上大沢線、田牛海岸線、立野横川1号線、須郷線等、全地域の各路線で落石や崩壊の可能性がある旨、報告がされてきております。そうした状況の中で、当下田市におきましては、県事業ではありますけれども、特に急傾斜の崩壊対策事業の施行を積極的に推進をしております、今回の 16年度決算におきましても、計6カ所施行をしているところであります。

また、特に指摘のありました当赤間白浜線は重要路線、これはもう位置づけられておまして、今までにご承知のとおり、 55年から 10何年にわたって道路改良事業を実施をいたしま

した。そのほか災害防除事業、また災害復旧事業等におきましても、この路線を整備、改良してきた経過がございまして、ちなみに実にその投資額は1億 6,000万円を超えているかと思えます。このような先般も述べましたように、人命にかかわることでもありますので、道路のみならず、今小林議員が言われたように、河川、治山、砂防、また急傾斜、こういう分野においても、本来ならば積極的な答弁をさせていただいたことではありますが、ご承知のような事情というようなことで、もっと知恵を働かすということでございます。

先ほど課長も申しましたように、前回の調査から10数年もたっておりますので、再度それらを中心に調査をいたしまして、また県等々との協議の中で、何とか予算の許す限り頑張っ、て、順次優先順位をつけて実施をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 助役さんから、一応赤間白浜線ほかすべての市道の危険箇所を再検討し、そして国・県等を含めて防止対策の仕様等を検討して、優先順位を決めて実施していきたいと、こういうふうにとれるような答弁があったわけでございますが、そうするよりほかはないわけで、ただやはり地域の住民や散策する人には、最低一定の注意を促すような、例えばいいか悪いかはともかく、落石に注意をするような、そういう最低の措置あるいは落石箇所に対する緊急の措置が必要だと思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 再三言われているとおり、人命にかかわることですので、そのような形で内部で検討して、早急にできるものから措置をしたいと思っております。

議長（森 温繁君） これをもって、10番、小林弘次君の緊急質問を終わります。

議長（森 温繁君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成17年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、沼田市・姉妹都市訪問の打ち合わせを行いますので、議席番号の5番から13番議員の皆様は、第1委員会室にお集まりください。

午後 2時58分閉会